

食品安全委員会（第485回会合）議事概要

日時：平成25年8月19日（月） 14：00～14：50
場所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか6名出席
傍聴者：報道0名、行政機関9名、一般4名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1品目
ビオチン

→厚生労働省から説明

本件については、添加物専門調査会において審議することとなった。

- ・ 動物用医薬品 1品目

ブロンポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤

→厚生労働省及び担当の三森委員から説明

本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

- ・ 動物用医薬品 2品目

①豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（“京都微研”ピッグウインPRRS2）

②牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス（7型）感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン（“京都微研”キャトルウイン-5Hs）

→農林水産省及び担当の三森委員から説明

今回の諮問内容である“京都微研”ピッグウインPRRS2及び“京都微研”キャトルウイン-5HSについては、その主剤である病原体による感染症「豚繁殖・呼吸障害症候群」、「牛伝染性鼻気管炎」、「牛ウイルス性下痢-粘膜病」、「牛パラインフルエンザ」、「牛RSウイルス感染症」、「牛アデノウイルス（7型）感染症」は、既に当委員会において「人畜共通感染症とはみなされていない」と評価されている。

なお、この評価に影響を与える新たな知見は得られていない。

また、主剤のうちヒストフィルス・ソムニは不活化されている。

さらに、保存剤等の添加物は既に食品健康影響評価を受けた動物用医薬品の添加剤と同一であり、含有量も同量以下であり、本製剤の

用法・用量等を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えらる。

したがって、これらの製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられ、これらの製剤の製造販売承認及び残留基準の設定に係る食品健康影響評価については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるものに該当するものとされた。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「キノクラミン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続きに入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 食品安全関係情報（7月13日～7月26日収集分）について

→事務局から報告。

欧州食品安全機関（EFSA）が7月26日に公表した、ビスフェノールA（BPA）に関するFAQの概要について報告。